⑺　本工事は、入札時に「企業による技術提案」を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式のうち、品質確保のための施工体制及びその他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行対象工事である。

⑻　本工事は、一次審査で選抜された者以外の競争参加者による入札は無効とする段階的選抜方式の試行工事である。

⑼　本工事は、一次審査における結果の通知、二次審査における申請書及び技術提案書の提出、結果の通知を紙により行い、それ以外の提出、通知、入札等を電子入札システムにより行うものとする。ただし、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。

なお、紙入札方式の承諾に関しては南関東防衛局総務部契約課に紙入札方式参加承諾願を提出するものとする。

⑽　本工事は、ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する試行工事である。

⑾　本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。

2　競争参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている単体有資格業者等（以下「単体」という。）又は、次に掲げる条件をすべて満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成30年６月１日付南関東防衛局長）に示す手続きに従い、厚木米軍（30）雨水排水（750）整備土木工事に係る特定建設工事共同企業体として資格審査結果の通知を受けた者であること。

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　防衛省における平成29・30年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、「土木一式工事」で級別の格付を受け、南関東防衛局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。

⑶　会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（⑵の再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。

⑷　防衛省競争参加資格の「土木一式工事」に係る経営事項評価数値（資格審査結果通知書の記３の経営事項評価数値欄の点数）が1,200点以上であること。ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員は、1,200点以上であること。

⑸　平成15年度以降入札公告日までに、元請けとして完成・引渡しが完了した工事のうち、①、②いずれかの工事を施工した実績を有すること（建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上のものに限る。）。

①　「同種性」が認められる工事　口径800㎜以上の管渠推進工事を施工した実績を有すること。

②　「より同種性」の高い工事　口径1000㎜以上かつ延長300ｍ以上の管渠推進工事を施工した実績を有すること。

なお、当該実績が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（契約担当官等が属する防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局並びに統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関並びに防衛装備庁をいう。以下同じ。）（旧防衛施設局、旧防衛施設支局（以下「旧防衛施設局等」という。）を含む。）の発注した工事に係るものにあっては、施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の評定点合計（以下「評定点合計」という。）が65点未満のものを除くこと。また、実績が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除くこと。

⑹　単体又は特定建設工事共同企業体の代表者及び構成員は、次の基準を全て満たす監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）を当該工事に専任で配置できること。

ア　主任技術者は、次のいずれかの資格を有する者であること。

・２級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者である。

なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次の者をいう。

・建設業法第７条第２号イ、ロ又はハに該当する者

イ　監理技術者は、１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であると国土交通大臣が認定した者であること。

ウ　平成15年度以降入札公告日までに、元請けとして完成・引渡しが完了した工事のうち、①、②いずれかの経験を有する者である（原則、着工から完成まで従事している。）。

①　「同種性」が認められる工事　管渠推進工事を施工した経験を有すること。

②　「より同種性」の高い工事　口径800㎜以上の管渠推進工事を施工した経験を有すること。

なお、当該経験が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局等を含む。）の発注した工事に係るものにあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。また、経験が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除く。

エ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者である。

⑺　一般競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「技術資料」という。）の提出期限の日から開札の時点までの期間に、南関東防衛局長から工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号。28. 3. 31）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑻　上記１に示した工事に係る設計業務等の受注者（受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑼　入札に参加を希望する者との間に資本関係又は人的関係がないこと。

⑽　都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者でないこと。

3　一次審査に関する事項

一次審査における評価項目は次のアからウまでとし、評価点の合計（最高31点）の上位者を選抜する。

なお、一次審査において算出された評価点は、一次審査限りとする。

また、国内実績のない外国籍企業が国外での施工実績により参加する場合、２⑸の同種工事の施工実績として妥当と判断された場合、選抜者に加える。

ア　企業の技術力

イ　配置予定技術者の技術力

ウ　ワーク・ライフ・バランス等推進企業の評価

4　二次審査に関する事項

一次審査で選抜された者を対象に実施する。

⑴　評価項目　二次審査の評価項目は、次のアからウまでとし、詳細は入札説明書による。

ア　企業による技術提案

・「推進工の施工における推進管の蛇行、屈曲を防止するために、どのような配慮を行うか」

・「雨水排水の開削施工に伴い地下埋設物等に損傷を与えないためには、どのような配慮が必要か」

イ　工事全般の施工計画（当該工事における施工上配慮すべき事項等の技術的所見）

ウ　施工体制

⑵　総合評価の方法

ア　標準点　要求要件を満たしている者に標準点として100点を付与する。